

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岡山県久米郡美咲町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

美咲町は、岡山県のほぼ中央部に位置し、県北部の中心都市である津山市の南部に隣接した中山間地域で、稲作を中心に農業経営が行われている。国道53号線、国道429号線、主要地方道津山柵原線周辺平野部を除き、大半の農用地は中山間地域の棚田となっており、生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、中山間地域の条件不利地域については、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進するため、同項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみで共同活動を支援することで、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

## 促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### （1） 対象農用地の基準

#### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

特定農山村法：美咲町の一部

（旧中央町（旧大埴和村）、旧旭町全域、旧柵原町（旧吉岡村、旧南和気村））

山村振興法：美咲町の一部

（旧旭町（旧倭文西村、旧江与味村2-2、旧西川村））

過疎法：美咲町全域

（旧中央町、旧旭町、旧柵原町））

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市町村長の判断によるもの

#### a 緩傾斜農用地

田1/100以上、1/20未満、畑・草地8度以上15度未満

### （2） 対象者

認定農業者に準ずる者とは次のとおりとする。

ア 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

イ 美咲町の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が100万円以上の経営体

### （3） その他必要な事項

ア 協定にあらかじめ位置付けられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和6年度までの交付単価について

#### (1) 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

#### (2) 既荒廃農地の林地化

既荒廃農地の林地化の交付単価は、すべて畑の単価（林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価）とする。

- (3) 限界的農地の林地化  
限界的農地の林地化の交付単価は、林地化前の地目の単価とする。
- (4) 土地改良事業等の実施
  - (ア) 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。
  - (イ) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の緩傾斜の単価）とする。
- (5) 地目の変更  
地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価）とする。